

1 . 件名 : 「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(5 - 2))」

2 . 日時 : 令和3年9月14日(火) 15時20分~16時50分

3 . 場所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃(株)

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他5名

関西電力(株) 原子燃料サイクル室 戦略統括グループリーダー 他1名

5 . 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6 . その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html
- ・ 令和3年9月13日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	日本原燃の
0:00:04	ヒアリングのほう始めます。
0:00:06	一緒に注意事項についてお伝えします。
0:00:09	ヒアリングではF仮情報発現しないようにしてください。発言してしまった場合、その場でその旨指摘するようにしてください。
0:00:18	発言の際はあらかじめ所属氏名を述べてから発言をしてください。また発言しない際はマイク等を見ると2次お願いします。
0:00:28	それでは本日の説明ですが、
0:00:32	本日付の資料を設工認、第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について、
0:00:41	という資料になるかと思えます。
0:00:45	まず出席者の説明です。規制庁側からですがけれども、本町会議室の方からはオオハシ。
0:00:53	MeV参加ではフジワラタカナシ、コサクカワラサキになります。
0:00:59	それでは日本原燃においては出席者の説明をした後に資料の説明のほうをお願いします。
0:01:17	懸念が聞こえてますでしょうか。
0:01:44	規制庁オオハシですがけれども、日本原燃聞こえてますか。
0:02:10	こちら日本原燃東京支社ですすみません今現地のほうをちょっとマイクの調子が悪いみたいになんて調整中のもう少しお待ちくださいすみませ。
0:02:19	はい。
0:05:10	日本原燃6ヶ所で聞こえますでしょうか。
0:05:14	本町会議室オオハシです。聞こえてます。
0:05:24	来たらそちらへ。
0:05:27	そのとき以外はこっち、
0:05:37	うん。
0:05:38	オオハシですがけれども、説明原燃できますでしょうか。
0:05:44	日本原燃6ヶ所です。説明のほう始めたいと思います。よろしいでしょうか。はい。まず出席者を説明したと説明のほうをお願いします。
0:05:54	はい、承知いたしました。日本原燃6ヶ所ヤギハシですけど、本日の出席者ですが、フチノサカモト、カロウジシバタ、ワカバヤシワカバヤシヤギハシの計6名となります。説明資料につきましては、冒頭お話いただいたタイトルの資料で、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:13	期日経過月 13 日の資料となりますでは説明のほうへと続けて入らせていただきますし、
0:06:23	日本原燃の坂本でございます。それでは、資料 1 の前回から修正した所製品を説明いたします。
0:06:30	ページで、3 ページ目をやってください。
0:06:36	3 ページ目の第 5 回申請内容のポツの二つ目のところを申請しております。第 5 回の主要な設備として新規に申請する時間全体過ぎ対策設備、この から、これを主体に説明するということ所でしております。
0:06:54	あと三つ目のポツのところだと網羅性が話これはぜひ共有税ロック共通 09 の方針ごとにいるんなやっぱり基本設計方針からご連絡展開できてるかどうか、こういう整理をしっかりやっていきますということでございます。
0:07:09	続いて 4 ページ目をご覧ください。
0:07:12	4 ページ目が第 5 回の主な申請内容で、そのうち、新居追加安全対策、新しいものは赤字で一番されればしております。
0:07:23	続いて、5 ページ目、ご覧ください。
0:07:29	5 ページ目が誤開主体的にご説明する新規の時間で対策を並べて、第 4 日位まではどういう実績なんかで今回どういった内容新設するのかということと該当ページを目次として振っております。
0:07:45	具体的内容は次の 6 ページからになります。
0:07:50	6 ページが、まず で元素オオオカば、新設の話でございます。こちら許可では期日通り
0:07:58	漏れなく設置しなさいと、1 次で設定者先。
0:08:02	第 1 できっちりするということですので、設計に応じて形状を置いてはすべてに実装に設置していると材質も得た秘密を有する施設と耐震性も生きる一次設計っていうところでございますと言って 7 ページ目をご覧ください。
0:08:23	7 ページ目一杯ある Hm センターでございます。こちらは設計基準事故対象になります。
0:08:35	やっぱり出口はところで、現金を精査をしたいんですけども、
0:08:41	もしこれで少し運転が取り入れたので、30 秒ぐらい前からちょっと説明していただいたんですか。すいません。
0:08:52	はい、はい。すいません。エッチ敷設さを新設のところ冒頭から説明をお願いします。番で、
0:09:00	7 ページの 番で決着センサ新設でございますが、こちらは A と設計基準事項のタイプになります均質とタップだったりだと各室の入口付近に Hm センサを設置するというので、設工認においては必要台数を設置してます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:17	ところです。あと仕様としては中央制御室
0:09:23	あとはご理解エリアに該当重大事項等に至るおそれのある部屋として以後 8 会議室指定入口付近、この辺入口で監視できるようにするという設計としております。あと耐震性は 1L1、
0:09:38	ここで設計をしているということです。続きまして 8 ページ目でございます。
0:09:44	温度センサーと、あと防護カバー内の感知器の設置、これも先ほど同様コールドトラップ均質槽、これを対象に、温度センサつけるということです。某も変わり地下感知器につきましては、第 3 回で基本的に当建屋換気だったり講ずる見つける感知器がすべて設置済みで、
0:10:03	倒木カバー内につける。
0:10:07	感知器これだけが第 3 回のときに、第 5 回検出を申請するときと一緒に申請しますという宣言をしておりますので、今回ご報告カバーの設置に合わせて当防護カバー内の煙感知器、炎感知器、これを申請するものでございます。
0:10:24	冷凍接監視できる場所については先ほど来抽選さと一緒に耐震性も第 1 ルピー主系ということをしております。
0:10:34	続いて四番遠隔消火設備ですね、これも先ほど同様、ホールドアップ救出を対象
0:10:43	必要な系統本数、これを設置して、捜査操作保守的の操作加工については、火災区域外、中央制御室縦搬送通路こじつけ
0:10:54	この小遠隔消火設備の資料自体については、障防法 19 条に十条後は高圧ガス保安法とありますのでこれに準拠して、その実施設計している。
0:11:05	いうところでございます。
0:11:06	あと、許可の要求であろうに消火剤売り先に対する消火剤を噴射することはないようにしなさいというところがございますので、
0:11:15	あろう消火剤が放出されたハットリ計二酸化炭素時にページ 3 から消火系の操作盤で分けるための操作するための、このべき情報が解除されるという設計にしております。
0:11:27	そして、10 ページ目をご覧ください。
0:11:31	10 ページ目が溢水量か溢水防護対象設備でございます。許可で労働示しておりますので、このフローに基づいて必要な評価を行っております。結果としては、当 47.1 という設定ミリリットル次が 8 体とりまして、
0:11:49	返答はどうするイベントはどう考慮して、二倍の 94 ページに、オーバー右まで没水高さで見えております。そのため、許容限界として 100 ミリを設定しまして、必要な火災の発生の可能性がある機器等については、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:06	この 100 ミリ以上高さ確保する設計ということにしております。次のページ、11 ページ目ですけども、投資例先ほど関わる遮断弁、内溢水防護設計の内容自体とバス、
0:12:22	弊社関連の設置しますと、先ほどの水位が約半分の 43.6 程度あるというところでございます。
0:12:31	あと設計については別途高さを先ほど 100mm という設定。
0:12:36	でしておりますので、100 ミリ以上の高さを確保することとするというところで。次の 12 ページご覧ください。
0:12:44	12 ページに、左のほうは遮断弁の設置接地図でございます。よって DB が水を扱うオフィスのこの入江の構成が大熱性痙攣を成功いったところに遮断弁をつけて推量低減すると。
0:13:00	いうところですよ。右側の溢水防護堰については、第 1 支店に管理区域から非管理区域だったり管理的繋がる扉、こういったところに堰を合計ということとしております。
0:13:12	素材って 13 ページ目ご覧ください。
0:13:17	計 3 ページ目が竜巻防護設備ということで、第 3 回申請時に先送りにした建屋開口部からの設計開発の侵入欲しい後はその他の考慮として行動作業、これが混んでくると。
0:13:32	いうところに対して先について今回申請しております。
0:13:36	当開口部の防護板、それについては、
0:13:40	かつ原価やってたって 2 に対して、16mm を確保する設計としていて、あと、この車両に対しては、建屋の壁厚、これは 94cm 確保してありまして関数限界厚さ裏面剥離の限界厚さ、それより等から、
0:13:58	しているというところですね、具体的には 15 ページ目でございます。
0:14:03	14 ページ目に系統もあまり左側の赤丸で示しているのが防護扉、
0:14:10	青四角が系統防護盤に設置位置ございまして、緑で防護対象金槽設置エリアってところがばあっと守るべき品質を設置しているエリアでございます。ほんで育成この PR を基礎にぶつからない設計ダクトぶつからないということにすると。
0:14:27	あと 14 ページはあるの右側の図ですが、公道から大型バス等が飛んできて 2 を赤均質室に幾つかあってもへ到達しない、あと裏面剥離外科追加であとで確認をしているというものでございます。
0:14:43	そして最後、15 ページでございます。
0:14:48	閉合ページが外部火災影響評価、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:51	系統許可のほうで統合化区画のうち、いわゆる来訪する機能を設置する部屋、
0:14:58	この防火戸を再設定して、このフローに基づいて評価して延焼するかどうか、延焼の有無を確認するという閉印象が起きる場合は防護対策を強化しているところで評価を行うとしております。これに基づいて今回、
0:15:15	当人なかったの評価を強化を行って、等価時間耐火時間を算出した結果、いずれも問題があって一つ御世話ないっていうところを確認しております。
0:15:27	それとあと 16 ページ、17 ページシリンダーの整備のところでございます。もともと防止をだらだらと書いていて、非常にわかりづらかったので、当不当を用いて簡潔な表現に版しております。
0:15:41	あと 18 ページ先のページの工程表につきましても別途体裁等だった時期、こういったところを見直しております。ご説明は以上でございます。
0:15:56	はい、説明ありがとうございました。規制庁終わって、それではたいた説明ございましたけれども、
0:16:04	5 ページ 5 ページ目までが全体的な話ですので、まず 5 ページ目までで指摘を
0:16:14	質問等ありますでしょうか。
0:16:19	規制庁カワラサキですと、ちょっとページ目までということなんですけれども、まずは、
0:16:31	全体的でも合いあたり 10 の 3 ページ。
0:16:36	あたりでちょっと確認したいんですけど、まずはその申請解消の網羅性っていったところなんですけど、確か前回、
0:16:48	提示されたものでは、
0:16:50	こういった別途確認行為をやるのかっていったところがある程度
0:16:55	書かれていたような気化してって、そのところが今回の版ではなぜか削られてしまっているというのと、あとはちょっとこの結晶で、基本的には共通の方針に基づいてやるというのは、その通りなんですけど、
0:17:12	当網羅性の確認の中でどういったことを濃縮としてやったのかがちょっとこれをどう説明だと多分明らかになってないんじゃないかと思います。
0:17:24	共通の整理のほかに、濃縮については別途認可実績があるというような御説明を、前回からそれってって、
0:17:34	てしてって、時認可実績との関係で、例えばこういった確認を行いますとか、或いはその濃縮についても既設の設備でもあるがほとんどであるので。
0:17:47	基本的には厳罰 (2) っていう観点もあるのではないかなとも思っております、そういう何かプラントウォークダウン的なこともですね、以前やっているような

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	話をしていたような気もするし、そういった確認行為として何をやったのかというのをですね。
0:18:03	きちんと審査会合の場で御説明いただきたいと思うんですけど、そう観点から説明を追加できますでしょうか。
0:18:16	日本原燃坂本でございます。すいません、この部分について、あまり同軸自分でやってるように見えるようだったので、当然者へさが美から言う通り、土地だけやってますということで、時採用ちょっと単純化しようということでしたんですけども。
0:18:33	実際どう一歩やっているかが全然見えなくなってしまったので、コメントの通り、少し江藤部隊でやっていることをわかるような形にいたします。あとウォークダウンですけども、2018年か19年にかけて、施設全体を濃縮でも事業者開放方式に基づいて多くだ
0:18:53	そして、設備の写真等を通して、どこにどんな設備があるかというところを安全管理台帳等で整備したり、それで一応既設でどんな設備があるかというすべてハグしております。そのハードできている情報踏まえて、
0:19:10	今回の設工認と比較しておりがないかどうかというところについても、今それをどういうふうにあったというところで、社内で検討しているところでございます。
0:19:21	その方針も含めまして、
0:19:25	少しここの記載を充実させたいと思っております。
0:19:29	以上です。
0:19:33	規制庁川崎です。
0:19:36	イメージとしては、今言った申請の網羅性でページくらいとして一つ追加されるイメージでいいですかね。
0:19:47	日本原燃坂本です。そのイメージでございます。
0:19:52	規制庁川崎です。わかりました。よろしく申し上げます。
0:19:57	もう網羅性、一応規制庁コサクです。すいません網羅性の関係だと提示を追加するかどうかを私はどうでもいいんですけど、
0:20:10	やってることをただ書いてもよくわからないので、どういう視点で作業してるかっていうことを明確にして欲しくて、
0:20:20	現状だと色塗りって書かれているのは、まさに拾い漏れがないよう次していくということで、ここはあの設計図書でっていうことでしたけど、設計図書が現場といわゆるアズイズの状態になってるかどうかと。
0:20:36	いう視点もあってそれでウォークダウンをありということだと思しますので、
0:20:42	そういったところで拾い漏らさないような活動と、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	ということと、
0:20:47	その次に書いてある基本設計方針からの展開の整理というのは、基準との対応関係として、整理をしてそういう観点から漏れがないことと、
0:20:59	いう話。
0:21:02	二面性がですね、縦軸横軸ということで整理があるので、その視点からどういう活動してるのかっていうのをそれぞれ具体的に書いていただくということかと思しますのでよろしくをお願いします。
0:21:20	絶対サカモトでございます。理解いたしました設備の網羅性ということと後、評価方針の系統。
0:21:29	合わせて、
0:21:30	こっちから観点で対応に漏れがないことという二つの観点で、あと多くダウンNIPPOそれも絡めた上で整理してご提起いたします。以上です。
0:21:44	そして町カワラサキです。ちょっと続けてなんですけど、3ページのところで、今回主な項目として七つ挙げられているということなんですけど、
0:21:59	この新規申請する追加安全対策っていう意味なんですけど。
0:22:05	例えば、
0:22:06	の報告かPARを例にするとなんか防火場っていうのは基本的には第4回までの中でも僕カバーでやってとかシートの設計っていうのは示されていたかと思うんですけど、今回これ、として取り上げて理由としては、
0:22:24	これは何か設計長説明する機会があるとか違いがあるということで挙げられてるんでしょうか。例えば
0:22:33	今回検出クレーンキング設備関係だということで、そういう対象範囲の違いはあるかと思うんですけど、このの
0:22:43	県警追加対策という意味をちょっと貸していただけないでしょうか。
0:22:52	日本原燃坂本でございます。すいません。不法なんですけど、これまでは合い気圧以下の配管に設置するカバーシート、そういったものを申請してきました米国それで今回はさっき圧以上。
0:23:08	使う均質槽、これに一時の防護カバーをつけると東亜カバーシートでなくて、てっ防護カバーというところで許可でこちらを安くしておりますので、そういった観点で、これを特出した形になっております。
0:23:26	例えば地震インターロックとか、4回申請で申請したこと、それと同じものを今回つけるんですけども、東翼といったことはよく国会で確認実績として説明実績もあるんでそういったものはできてます。そういう意味で、この防火刃物お伝えればカバー

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:43	四日市でしたカバーシートとあまり大きく設計自体が変わるものではないので、
0:23:50	ちょっとこれを一番前のところに持ってきたところ、少し系統、これを載せるかどうかを含めてちょっとちゃい検討させてください。以上です。
0:24:00	規制庁川崎です。わかりました。多分設計としてはそれほど多分耐食性であったりとか、
0:24:08	たとえチェックが漏れてきたときにどうなのかっていう話は基本的には第4回まででされてるという認識でいましたので、そうするとですね、確かに新規で
0:24:20	そうは言うんですけど、この から にも
0:24:25	多分パターンが幾つかあるとあっていて、
0:24:30	例えばその のHエックス線さとかですね の温度センサや感知器といったものですね、
0:24:40	から 、 は多分完全新規で遠隔消火設備っていう設備があるとは思んですけど、 から の丸三年までの説明っていうのは多分類似の設計がもうすでに説明されているような
0:24:56	気がしているんですが、設計としてどういうことをちょっとすみません、後ろの方にも、
0:25:03	はい、てっちゃう話なんですけど、ちょっと項目出しの仕方として、これ1個1個挙げられてるんですけど、どういう観点での説明が必要と考えていたんでしょ、丸2個お願いします。
0:25:20	日本原燃坂本でございます。
0:25:23	kA決着センサー
0:25:26	と、あと温度センサーにつきましては、これまで等の申請で血糖一貫ものをつけるかという、第4回申請で設置へと、例えば今度精査等を組み合わせて設置するということまで入ってるんですけども。
0:25:43	その具体の設計どういったものなのかということまでは御説明してないので、そういったものが月中センサ本当センサあと防火はないと感知器の新設、これについては別途、
0:25:57	この感知器だったり、熱感知器の仕様については、対1、3回申請時に中身を説明しているというところで違うのは設置する場所だけの話なので、
0:26:08	すみません、このカバー内の感知器は少しここを記載しなくてもよかったかと思えます。ただ、温度センサーくぼんカバーを組み合わせ、多様化を設置するということでしたので一応防火パークいけたというのが、ここで表現系機器の新設として、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:26	期待してべし入れた入れたというふうに通ってございます。ただ、今のも踏まえまして、本当に親切でこれまで設計内容を提示していないもの、これに絞りますと、Hをセンサ温度センサ遠隔消火設備、これが該当するということで考えます。
0:26:44	以上です。
0:26:48	確認だけ、
0:26:49	規制庁カワラサキです。5わかりました。そうするとですよ。ちょっとまた3ページに戻って恐縮なんですけど。
0:26:58	今言った項目を
0:27:03	例えばその3ページから続きのページのところで、
0:27:08	4ページのところに、
0:27:10	1から5ページですか、5ページに行ったときに、
0:27:14	例えば今回の申請内容を表で整理されてるんですけど、このうちに具体で審査会合において、
0:27:25	改めての設計を示す必要があるものがどれなのかでそれが多分そのページで飛んでいくという話になったと。
0:27:33	ていうのをですね、ここで多分仕分けができるのではないかと思います、
0:27:40	思っていて、今おっしゃっていただいたように、例えばその、
0:27:46	濃厚カバーですか。統合化側にの設計については基本的には
0:27:54	切り換えのかカバーカバーシート
0:27:57	と類似の
0:28:00	ものであるって言ったところである程度のその申請内容っていう欄のところで説明ができてて消火に書くべきものは後ろに溶かしてポイントとして、技術的な事項を審査会合の場で見えていくと。
0:28:15	いう形で整理。
0:28:18	5ページのところから整理いただくことはできるでしょうか。
0:28:27	日本原燃坂本でございます。理解いたしました。それぞれ整理し直します。
0:28:35	規制庁カワラサキです。ちょっとさらにちょっと、言うんですよ、例えば遠隔消火設備、あとはですね、内部火災影響評価とも関連する項目になってるんですよ。
0:28:51	そうしたことを考えるとですね、例えば
0:28:55	血糖一つのアイデアとしては、
0:28:58	下階の設計方針がどういうふうになったなんて、例えば遠隔消火設備等の設計がどのようになっていて、そのあとに、外部非火災影響評価をやった結果のこうなりますとかですね、例えばそういう

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:13	まとめの仕方には工夫ができるのではないかとちょっと思っているのですが、そういった点についても検討いただければと思います。
0:29:27	日本原燃坂本でございます。今おっしゃられた通り、火災法報発展に関連するものをまとめて整理する形で温度センサ減って感知して、遠隔消火設備で消化して、それに対して評価については、火災影響評価でやると。
0:29:43	こういったところをちょっと組み合わせを考えた上で設置直します。以上です。
0:29:52	規制庁川崎です。
0:29:54	よろしくないとその上でちょっと
0:29:58	個別のところの、その上で期待をどうするかっていうところにも入っていきたいんですが、その前にほかにあれば、規制庁側からお願いします。
0:30:14	もちろん会議室のオオハシですけれども、ちょっと5ページ目で福祉。
0:30:21	機械の確認だけしたいんですけれども、
0:30:23	から までは基本設計方針で申請してますということを書いてあって から に関しては、
0:30:34	基本設計方針に関しては絡んで管理カミデ書いてないんですけれども、これは から は、基本設計方針には書いてないという理解でいいですか。すみません。
0:30:53	日本原燃坂本でございます。
0:30:56	番の溢水に関しては、今回基本設計方針を申請したって、4回までの基本設計方針では書いていない。はい。
0:31:09	ちょっと待ってください。
0:31:16	日本原燃の小林です。すみませんちょっと発言訂正しまして、 の溢水についても基本的には新第4回全体方針として示してますので、こちらから言うとしてしゃべって4設計方針で示しております。おそれがわかるような形でちょっと記載を修正いたします。
0:31:34	そうですね一応全体的には機械の並びをとっていただければというふうに思います。
0:31:42	あと、少し、4ページ目ですけども、これ機械の中なんかもしないですけども、右上の濃縮施設の右上の表が主な申請内容でインターロックの新設っていうふうに書いてあってこれだけ見ると、
0:31:59	何か今回新たな
0:32:02	ないように見えるんですけども、これはそういうことではない。
0:32:08	インターロックの施設って書くと、これもその追加安全対策というふうにちょっと読める気もするんですけども、
0:32:17	日本原燃坂本でございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:19	こちらのインターロックちょっと表現が悪いのでちょっと修正いたします。今回周側槽類圧力異常時に関わるインターロックについては、第4回で他の構造とラックとか、そうで同じものを申請しております、
0:32:35	この系統均質ブレンディング設備等へのたる挟むへと一部の開示の怒るこれだけトピックの一部だけを業界先送りしておりますので、こういった表現にしましたが、新設加久藤対策等終わりだと誤解されますのでこの辺が、
0:32:54	別途わかるような表現に直させていただきます。以上です。
0:33:01	はい。私からはとりあえず以上ですから、ちゃんと決定も乗って結構です。
0:33:07	規制庁川崎です。わかりました。それではちょっと6ページ以降ですかの話。
0:33:16	なんですけど。
0:33:21	6ページ以降に入る場合にまでの話をクリックしたところで、後ろに飛ばすものと整理されて、あとさらにその火災の部分はちょっと説明上とかも付するという話だったと思うんですけど、
0:33:33	方位青いっていうと、
0:33:37	期待として、今、この詳細を確認したほうがいいっすらいい。
0:33:42	どうぞっていう意味で言うと、
0:33:45	から
0:33:48	とりあえず までの中だとどういうイメージなんでしたっけ。
0:34:00	社長は、
0:34:17	音源ねサカモトでございます。土地となるところは債と溢水と竜巻、この未通過ということで思っております。火災は火災でまとめて2ページから内部火災とそれが対策をまとめて、
0:34:37	あとは溢水だといっす以降竜巻を起こすというようなイメージでございます。以上です。
0:34:48	規制庁カワラサキです。そうすると一応、新設プロやPRAってというのは、
0:34:56	そのさっき言ったところで言うページの辺りで説明が終わるものたちなんですかねちょっと頭を抱えネットは多分そっち側に遠隔消火設備とか、こう換気とか移れば、
0:35:08	いいとは思って。
0:35:11	この例えば の掲示とかってというのが、
0:35:15	この表はどうされます。
0:35:22	うん。
0:35:27	規制庁河原木です。ちょっと具体的にちょっと のところで、ページでちょっとどうなるかはちょっとさておき、ちょっとこの、例えば のページで確認させて欲しいんですけど、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:40	この個別の設備の期待を例えば書きますって言ったときに、今は遠隔消火設備で言うと、許可での要求事項と設工認の主な設計内容っていうふうに、二段構えで記載されているんですけど。
0:36:00	また上部ですか。いろんな考えで記載されているんですけど、許可での期待と設工認の記載っていうのが後ろのほうに行くとほぼ
0:36:11	安定ツガネダブっている記載とかもあってしてて、工認の記載と許可の記載を分けて書く。
0:36:18	今日もないのではないかとちょっと思ってるんですけど、例えばその許可での記載要求事項っていったところにご決定へと基本設計方針があって設工認の設計に繋がってるんで、ある意味その許可での設計としてその許可
0:36:34	違う設工認での設計として許可の項目っていうのもあわせて、例えば箇条書きで説明するなどって、そういったことって、
0:36:45	検討されてるのはされてますか。それいかがですか。
0:36:56	4件のサカモトでございます。ピーマおっしゃったのは、今は評価のよう許可の要求事項と
0:37:06	それに対して機構に対する要求事項書いているんですけどもそうではなくて、そこで鉄塔基本設計方針、当然この許可の要求事項がほぼそのまま基本設計方針の要求事項になっていて、
0:37:22	それが基本設計方針、要求事項でそれに基づいて設工認の詳細設計がされているということなので、それも踏まえて、
0:37:35	経営トップとかではなくて、
0:37:39	ちょっと数は規制庁変わるわけです。補足すると例えば一番わかりやすいところできると。
0:37:46	どこだと例えば竜巻とかのページがわかりやすいんですけど13ページですか。
0:37:54	13ページとかを見ても、あと左のほうの欄に
0:38:01	暴行板等により賃金を防止する設計と書いてあって、右側のほうにもほとんど同じような内容か。
0:38:11	進入防止設計とすると書かれていて、このフォーマットにこだわる必要が多分ないのではないかと考えています。
0:38:19	ですので、許可の話を整理してっていうのは申請書においては非常に重要で、気持ちはよくわかるんですけども、ここではあくまでその技術的なポイントとなる設計を示していただいて、
0:38:35	その上での評価を示していただくのか、大事なのかなと。
0:38:41	思いますので。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:43	例えばそのちょっといけない竜巻にちやうとあれなんですけど、各竜巻については多分いろいろ確認事項がほかにもあるとは思いつつ、例えば竜巻については、この防護板であったり、開口部の扉をどういった配置でどこに設定
0:38:59	設置する設計としますかって言った話をですね、多分まず
0:39:03	説明していただくのが重要で、
0:39:07	その上での多分そういう説明をするにあたってはその次の14ページにある図面等をですね、おりまぜて、設計としてはこういうふうな撤去
0:39:20	しようと考えてますよというの許可という枠というよりは設工認としての設計として書いていただく。
0:39:30	いうことが大事なのではないかと思います。その上での、多分その、
0:39:34	評価
0:39:35	話としては貫通厚さを評価してどういった結果になりましたよとか、またそういう説明が多分流れとしては、
0:39:46	明快な説明になるのではないかと考えています。
0:39:50	ちょっとそういう意味で言うと、別途、竜巻の評価の値のところも評価してるだけで、
0:39:58	どういった評価をやったっていう説明がですね、あまり
0:40:05	一応箇条書きの100mによる設計飛来物が侵入しないことを評価と書いてあるんですけど、その結果、どうなったんだという主張もありませんし、
0:40:17	ちょっと評価部分の記載を評価の部分の記載としてしっかり書いていただく必要があるかと思っています。
0:40:23	ちょっとそういう観点っていうと、その評価として、例えば今回
0:40:28	あとどういう比形で評価したのかっていうと多分議員PPRCでしたっけ。
0:40:34	例えば関東評価PRして行いましたとか、そういうちょっとその評価上のポイントみたいなところを文章として書いていただければよくて、その結果として貫通しませんとかね、そういうところを、
0:40:49	示していただくのかなと思っています。
0:40:52	ちょっといっぺんになってしまいましたかちょっとイメージだったでしょうか。
0:40:59	日本原燃坂本でございます。すいません、少し鉄塔音声の調子が悪かったところもあったんですけども、ただ結果の概要は理解いたしました。ちょっともう少し技術的な内容で評価をどのようにがいったかというところをもう少し整理して
0:41:16	一方、審査会合で、再処理等を説明している。
0:41:20	ああいたイメージで技術的で議論するところを少しわかるような形にしたいと思いますね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:29	ちょっと今事業化と比べるのにこだわり過ぎて技術的内容書かれていないので、その辺を見直す形でしたです。以上です。
0:41:42	規制庁川崎です。よろしくお願いします。ちょっと竜巻についての話になったので、ちょっと先に竜巻の話を確認させて欲しいんですけども、この14ページのところで、具体的にその
0:41:58	図面で鉄塔設置箇所が2ヶ所示されているんですけども、これはもう濃いまず一つが別途防護板の配置のイメージが今ちょっと四角で囲われてるだけでわからないんですけども、これって確か先週、先週、
0:42:16	ヒアリングでの御説明での話だと。この予備室の中にあるというイメージでよろしかったでしょうかそれをちょっと明確化していただきたいんですか。
0:42:29	日本原燃坂本でございます。
0:42:33	等をですよりリスト中と西の中に設置いたしますので、それがどういう構造でここについているのかということも含めてしっかりわかるような表現に詰めの方を見直させていただきます。
0:42:47	以上です。規制庁川崎です。ありがとうございます。ただその実際のもののイメージを
0:42:54	示していただくのが一番本当はいいのかなとは思っていて、今やっとな配置ってしかないんで、ある程度こういうところに物をくるんだなということがわかりやすくしていただくと助かります。
0:43:10	で、その上でなんですけど、これの左側の図が略されているんですけど、これ
0:43:18	東側ですか、右側からの侵入の考慮っていうふうなことに関してはどういうふうになってるんでしょうか。
0:43:44	日本原燃若林です。省略されている東側からは直接設計飛来物が分岐し、
0:43:53	なお、音波等が設置されているエリアもないということで、
0:43:58	省略をしており、ボーイだと思うんですよ。しないということとなっております。
0:44:05	規制庁川崎です。あのエリアではないというのはわかるんですか。例えばその、
0:44:12	防護扉の設置位置を見ると、例えば左側の図でいうと左側のところに信用を防止するための扉があって、エリアとは離れていますけれども、一応その、多分その視野といいますか。
0:44:29	関係部との関係でいうと、別途、ここを防護する必要があるということで設計されてるんだと思いますが、そういった観点っていうと
0:44:41	エリア。
0:44:43	エリアもなんですかね。いや、その杳漠としてこちらが、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:48	できるのかっていうのが、そもそも何か貫通部があるかどうかすらわからないんですか、そこはどういう説明になります。
0:44:58	日本原燃若林です。おっしゃる通りだと思いますので、先ほどもコメントを受けましたが、事実だけではなくて、そういった視点をもうエリアだけ置いて支店なども含めて、設計だと説明できるように資料を修正します。
0:45:16	規制庁カワラサキです。お願いします。で、ちょっとちょっと存在で細かいところ言うと、例えばその、
0:45:23	もうちょっと配置図なり、その具体の図があった上で、多分 14 ページの図はすごい非常に持ちも細かいですし、
0:45:32	ちょっと多分全体像を俯瞰したということだと思うんですけど。
0:45:37	あまりその説明で企業なのかなって感じも若干しましたってのためコメントしておきます。わかり易い動機決定いただくようお願いします。
0:45:48	ちょっとその、その上で、
0:45:52	あつての話なんですけど。
0:45:55	トーク管底部の評価の話が
0:45:59	やはり記載されてないっていう話をしてたんですけど、ちょっとすいません、D、
0:46:04	B P R L C O 使って評価してるっていうような説明を追加していただくっていう話では、
0:46:10	その理解でよろしいでしょうか。
0:46:16	原電サカモトプレス洗いそういった技術的な話も含めて追加いたします。
0:46:21	はい、わかりました。竜巻は私はこんなところで一応以上なんですけど、ほかに規制庁側からあればお願いします。
0:46:30	規制庁オオハシですけれども、ちょっと今からだから質問あった点でちょっと私も聞きたいんですけども、この東側からの審議を考慮しないのかっていう話があって、
0:46:41	ちなみに 715 - 8 回均質棟とかこっちのほうも守るという、何か。
0:46:46	意識はあるんですけど。
0:46:55	4 原燃坂本でございます。一応発火均質等々の LIBOR 廃棄物化いたしますので、対象外と Ricker 波をして冷凍耐気圧以上になっていったり 0 とした場合に外に UF6 を超える恐れがあるということで、
0:47:13	というのがこのピースそうでございますので、これをしっかり守っ強化の機器は耐気圧以下というところで等々で言ってそこに迷惑かけないようにしっかりここで止めて設計しているというところでございます。以上です。
0:47:31	158 回均質棟にその貫通部というか扉とかはついてるんですけど。
0:47:39	ちょっと外に通じるような案件で、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:47	日本原燃坂本でございます。そういった扉とついておりますておりますが、中に設置するもの自体がもう廃棄物化するものでございますのでえ等を守る対象には許可補助しておりません。
0:48:02	以上です。
0:48:04	はい。
0:48:07	あともう1件ですけども、すみません、この14ページの左の図で
0:48:14	僕、
0:48:16	盤設置位置ば で書いてあるんですけども、この右にある付着ウラン回収廃棄物室とか、2c中間室とかこの辺は守る必要はないんですか。
0:48:35	日本原燃坂本でございます。血糖飛来物から括弧が多いというのは、許可のほうで先ほど海脚以上受けUF広範囲押してまたはいたし外に漏えいする可能性があるというものについてはボルト、
0:48:52	いうことで解消して停止ウランフィルタプラントテウチしておいてのは廃棄物です。特段など、影響はないと定義し、下の2c中間指定一貫しましてもこっちは将来の増設する。
0:49:07	更新する載っけておりまして、もうケーブルの物質を取り扱うものを設置していないということで対象にしておりません。以上でございます。
0:49:17	はい、わかりました。私からは以上です。
0:49:31	規制庁かわらせて竜巻もしよろしければづいてできたんですけど重要な例えば15ページですか、外部火災の話なんですけれども、
0:49:43	先ほどの話である火災としては、
0:49:48	さっきの遠隔消火、あともう話が多分まだここに
0:49:53	入ってくるということなのかと。
0:49:57	思っていてそのあとに、評価としてはこうですということなんだと思うんですけど。
0:50:05	その上で、多分その許可と石膏における内容という分かれていたところが多分ここは、
0:50:13	流れを整理を改めて整理されるということなので、多分設計としてこういったものが、
0:50:20	ありますのでそれで内部火災の評価を今回、
0:50:24	初めて示しますということなんですけども。
0:50:29	これ、まずその評価対象の区域がこの口が火災区域内火災区画ですか、図がないんですけどそれはつけていただけないでしょうか。
0:50:43	日本原燃菅生でございます。
0:50:47	つけるようにいたします。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:51	規制庁カワラサキです。お願いします。で、その上で、
0:50:56	こういう評価をやりましたという説明が
0:50:59	てて、その上で評価結果が、
0:51:03	示されると思うんですけども、
0:51:06	必ずしもこういうちょっと細かい表での
0:51:09	説明があるかと言われると必要に応じてだとは思うんですけども。
0:51:15	例えば、むしろ内部火災影響評価の結果どうだったのかというのをですね、例えば文章なりで、ある程度は今書かれてるんですかあまっていうことなんで、ある程度文章で等価時間と書かれているように、等価時間と、
0:51:32	耐火時間との関係での評価結果こうでしたと言ったところを述べていただき、そのあと火災区域
0:51:41	であったりとかそこら辺の話を別途その前段前のほうに入れておいていただければなというふうなイメージでありますので、
0:51:51	よろしくお願いします。
0:51:56	予備ねサカモトでございます。了解いたしました図をつけた上で、その評価する文章でもう少しあのといった評価をやったのかということで流れも含めてわかるように、見直しいたします。以上です。
0:52:16	規制庁河原木です。火災をほかにあればお願いします。
0:52:31	規制庁川崎ですじゃちょっとそれはちょっと溢水戻ってしまって恐縮なんですけど、溢水も見かけてください。
0:52:37	いっぱい10ページ目なんですけども。
0:52:42	ここも同じ話かと思えます。あとはその設計の話が
0:52:50	あるはずで、例えば堰だったりとか、当社短編であったりとか、そういったものを設置接地しても御説明設計ですと、じゃあどこに設置するんですかという図面とともに、そういった設計方針設計方針というか設計を述べていただいて、
0:53:09	配置であったりとか、
0:53:13	決着のイメージがわかるような
0:53:16	だからあるあった上で、その上での評価をどうしますということで評価としては今回、おそらくおそらく撤去今回基本的には方針だけ第4回で示されてましたけども具体の評価を今回初めてということで、
0:53:32	こういった評価をやってやりましたと、その結果としては、
0:53:36	こうでしたといったところをどう流れで記載いただくようお願いいたします。
0:53:44	県内よろしいでしょうか。
0:53:48	日本原燃蘇武でございます。了解はしたものであれで修正いたします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:58	規制庁川崎です。よろしくお願いします。ちなみにへ暴走したときに、この 11 ページのところとかの記載なんですけども。
0:54:11	多分いろいろ記載を整理されればある程度はいいのかなと思ってるわけ。
0:54:22	そうですね。ちょっと修正した盤でもう一度確認させてください。すみません。私から以浅の部分以上でした。はい。
0:54:30	規制庁側からの下にあるお願いします。
0:54:34	規制庁の古作ですけど、この今の点で 100 ミリっていうのがどう出てくるのかよくわかんないんですけど。
0:54:46	100 ミリはあれですか。今回初めて出てくる。
0:54:49	情報ですか。
0:54:59	原電ワカバヤシで 100mm については第 4 回のも示しておりますので、基本設計方針が示しておられます。適法性で説明者で溢水量配慮が必要な高さ 500mm として示していたり、その防護対象としてのモニターを出してますので、そこの溢水上配慮が必要。
0:55:19	高さ 100mm 以上確保するという値を示しております。
0:55:23	今どのように示したかっていまして現場の盤の挙手をした上で、
0:55:28	とも確保が必要な高さを 100mm と決めております。
0:55:33	以上です。
0:55:35	はい、規制庁不足です。そうすると、10 ページで書いてある書き方だと、今回評価した結果として 100mm に設定しますっていう雰囲気なんですけど、逆に、
0:55:52	大枠の評価をした上ではありつつ、100 例設計をしていてその設計の範疇に
0:55:59	入ってる状態に最終的に管理しているかとかということの説明ってことですね。
0:56:17	日本原燃若林です。おっしゃる通り設計で 100 ミリを管理してて、評価した結果それを下回っていると確認しているので、ほぼ記載も修正いたします。
0:56:28	はい、規制庁の古作ですよろしくお願いしますって、そのときに、10 ページだと、水面の波動による水位変動を考慮して二倍っていいようなことがあるんですけど、このやり方って炉でもこういうふうやってるんですか。
0:56:48	日本原燃若林です。確認したところ、ノ氏名の変動を考慮しているんですが、この二倍に散っていった方は知ってませんでしたものによって、余裕見てみです。以前は 20cm 以上にですね。
0:57:04	こするノ溢水量は少ないところも高さを使うとか場所によって変えるっていうのは確認した結果ですけど、審査会合ときに、ここはちょっと少しなしで議論になったときに、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:17	解析まではやらないだろうと。そんなときにどう担保するかっていうところで落ちていたこの二倍見ておけば、中断な裕度あるだろう。
0:57:28	今、
0:57:29	どうも後溢れてそれが波のようになるというよりか、管理区域と広い中で、
0:57:34	loss漏水がどこにたまっていければということなので、そういうちょっと苦しいんですけど、2番一定のそういう考えで設定してます。
0:57:45	はい。斎藤。
0:57:48	はい。
0:57:49	許可でこうやりますと宣言してるんだったら
0:57:55	警報しませんし、部分の余裕を
0:58:00	取極ファンの合理性のある数字だとは思うんですけど。
0:58:05	結局先ほどシェア 200 っていうときの余裕の話なので、
0:58:14	はい。
0:58:15	すみません。
0:58:18	許可の話も踏まえつつではありますがあまり
0:58:23	厳密にいう思想でやりますとかっていうほどのことじゃないかなと。
0:58:29	やっぱした整理を進めていただければと思ひまして、逆にですね、11 ページの
0:58:37	遮断弁の設計において 43.6 と書いてあって、許容限界 100 と書いてあって、一体この遮断弁はどう設計するんだそのときの条件っていうのは何なんだっていうのが全然わかんないんですけど。
0:58:52	ここは何ですかね。
0:59:05	宮銀のワカバヤシです。
0:59:07	やっぱこの記載については、やっぱりづらいので修正します。遮断弁があったときにせよ、こうなりますよってことを示したかったんですか。
0:59:15	ちゃっていた遮断弁の設計方針等示すべきなので、修正しまして、
0:59:21	はい。設計思想としては3名がなって限界下回っているんですが、さらに現場の作業性等を向上させるとか安全性の目的のために水量を減らすことを目的に、
0:59:36	拠点は谷へ遮断弁つけるっていうものなので、あそこもわかるように記載します。
0:59:42	はい、規制庁不足です。よろしくお願ひします。結局は今言っていたところでどういった範囲までは遮断弁を設けますということなのかということさらさら明確にしていいただければそれを踏まえて溢水量評価したらこうですっていうので。
0:59:59	全般の設計でやっている 100 組。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:03	の範疇になっていて、防護設計が全体として成り立っていると。
1:00:07	ということだと思いますんであって、入口の設計方針を明確にしてください。
1:00:12	します。
1:00:13	私からは一応です。
1:00:25	規制庁オオハシですけれども、ちょっとさっきからからも話があったんで、修正をされると思うんですけれども、一番溢水防護施設、僕防護設備の目的として、10 ページにあるように、その短絡により火災発生防止、
1:00:42	こういうああるので、一応今回の結論的なことが書いていないということで、そこが機器への影響はないという気はないというような結果としてはないということも多分書く必要があるのかなという気がしますので、よろしく願います。
1:01:07	4 検査を積極化いたしました。
1:01:12	あとすいません、ちょっと
1:01:15	溢水に関して他ありますでしょうか規制庁側から、
1:01:24	ちょっとすいません規制庁オオハシですけれどもちょっと一つの竜巻期にもちょっと戻っていただきますと、これは単に質問ですけれども、13 ページですけれども、2 段合ってその他の考慮でその坑道の車両が設計飛来物になる可能性車両左異なる可能性に関して、
1:01:44	あるんですけれども、この辺はその第 3 回の範囲とかではなくなったんですか。すいません。
1:01:55	日本原燃サカモトでございます。当第 3 回申請のときに、1 枚でそこにつけて検討をこの行動車両の部分については、第 4 回被接種しますというところを送る記載を決定を立派っす。
1:02:14	まぜと今回申請していきたいと思っています。以上です。
1:02:18	送るっていうのは何か理由があったんですか。
1:02:23	これ、
1:02:38	日本原燃の淵野です。単純に全部の機器とか建屋とかそこら辺がそろったところで評価ものを第 5 に集めるというふうにちょっと第 4 回でとれたときありますけれども、最初に集めるといのが方針としてありましたので、
1:02:57	後ろに起こったっていうか第 5 回に集めたということが実態です。以上です。
1:03:03	ちょっとまた詳しくヒアリング、
1:03:06	田巻で確認したいと思います。
1:03:09	規制庁川崎です。ちょっと念のために今の点、いいですか第 3 回で建家の評価はやってると思うんですけど。
1:03:18	そのとき、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:20	との関係で設計飛来物の話ってどこもあって、
1:03:24	定期てるんでしたっけ、施設がキャビティも基本的には何というか、同じような堰止め
1:03:30	かとは思うんですか、そのこのところもちょっとだけ補足いただけますか。
1:03:42	日本原電ワカバヤシです。今の御質問は、第3回申請のときに設計飛来物の選定抽出についてどこまで
1:03:51	説明しているかということでしょうか。
1:03:54	既設から剛その通りです。
1:04:00	値上げにワカバヤシで、第3が小さな時にも設計飛来物の選定抽出については示しておりまして、この竜巻ガイドに示される系統構成材を施工してるとしてますんで使うところとしては建物に対する
1:04:17	設計荷重評価において、設計飛来物の荷重についても評価しますので、
1:04:24	そこでの選定に持ってこの条件に使うとして選定までを示しております。以上です。
1:04:32	規制庁かわらせてその上で高等部車両はどういう扱いなんですけれども、
1:04:41	日本原燃の橋です。そこは難しいところではあるんですけども、事業許可のところでも基本的には設計のは、
1:04:48	構造については別枠として記載してまして。
1:04:52	まず基本的な設計歩状況の中では、設計飛来物あその構成材にすると。
1:04:59	最後に松本の考慮として30といたしますかね、例えば評価として、行動が近いから、Codeシナリオ評価についても、
1:05:10	行くと記載してありますので、設工認においても、第3回で、まず基本的な設計例Bの範囲内というか、そこを第3回で終わりだと駄目な参考的な評価については課題改善って、存在を完了と踏まえても、その第3回の建物の
1:05:28	小さな申請内容とかに影響を受けることはないですよっていうところまではいいですよね。
1:05:35	切り分けとしては以上になります。
1:05:40	規制庁川崎です。ちょっと何となくはわかるんですけど、ちょっともやっぱりその具体的に確認する中で、
1:05:51	括弧認識定期たいと思います以上です。
1:05:55	参考なので、誤解送ったということですか。
1:06:03	日本原燃の小林です。そういうことで、
1:06:09	はい、佐藤です。
1:06:20	はい。規制庁オオハシですけれども、15ページまでで規制庁から質問等ありますでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:34	なければ次に行きまして、16 から 18 ページ。
1:06:42	Eまでで質問ありましたらお願いします。
1:06:57	規制庁カワラサキです。すいません。もしに更新世のところあれば、先に。
1:07:04	盛り込んでいただきたいんですけど、あと 18 ページ一番最後のページの参考の手つけてる資料なんですけど、これって結局、ご説明の中で使用されるんでしょうか。
1:07:20	日本原燃坂本です。特段説明せずに参考として添付していただくCAPEなどで、
1:07:28	ちょっと等と必要なものか、ちょっと再検討いたします。
1:07:33	規制庁川崎です。多分説明に使わないものは、基本はいらないと思いますので、夜検討お願いします。以上です。
1:07:45	日本原燃差額です。了解いたしましたちゃんと下方向で調整します。
1:08:01	ほか規制庁側から質問ありますでしょうか。
1:08:10	ちなみにちょっとこれ堤体の話ですけれども、結局オオハシですけれども、
1:08:16	15 ページまでがその 2 ポツで規定で 1067 - 23 ぼつ 4 ポツというふうに分けてるんですけれども、何か廃品シリンダに関してでもその 3 ポツで 1067 ページは 3 ぼつでいいかな、17 ページはサポートでいいかなという気がするんですが、同じ配当して、
1:08:34	分けたほうがよろしいんですかね。
1:08:38	サポート 4 ぼつでですね。
1:08:42	日本原燃坂本でございます。すいません、3 ポツ 4 ぼつは決裁理由がアップは別途廃品進学変更申請に記載している対応経費定量ポットのところが、
1:08:57	それを踏まえた話なんですけど、その形で申請するとかっていうところは、第 5 回申請記載をということで、ちょっとよくそういう場を分けた形にしております。ちょっと音声だけの話悩ましいところあるんですけど、
1:09:48	ほか全体として規制上から質問ありますでしょうか。
1:09:56	すいませんちょっと規制庁オオハシですけれども、ちょっとここ最終的にその消える記載かもしれないんでちょっとこれは
1:10:05	他に質問になると思うんですけども 7 ページ目でエックス線検査の辺りですけれども、
1:10:11	この
1:10:14	事業許可の主な要求事項というようなことで、ほかのところは基本的に 2 号発火均質棟にそのまま温度センサーにしてもですね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:23	ご報告カバーして設置するという話なんですけれども、このCAPEセンサだけはその1号は均質等にも設置するというふうな感じで書いてあるんですけど、これはこれだけちょっと考え方が違うんですかね。
1:10:40	7ページ目の部分、四つだ三つ段があったし、一番下の1号2号は均質等への設置っていうふうに書いてあるんでちょっと囲まれる機器した結果ですけども、
1:10:53	量研でフチノです。
1:10:57	規模先ほど来の通りで15-8会議室等は設置している機器はもう使用しないことになるんですが、一部中間製品容器で歩道の保管場所としてまだ置いてある。
1:11:12	ところがありますので、これは海脚追加の機器なので、その容器から大量のUF6が漏れるっていうことはないんですが、
1:11:23	一応エッチ伏せさ等っていうのはどちらかというと、濃縮工場にはSAありませんけれども、想定こういうような事故があってもええと検知が可能になっていう意味合いで付けてる精査ですので、そういうポテンシャル的に漏えいする可能性のある
1:11:41	建家ですとか、第二種管理区域も本来なら漏れない嫌なんですけども、そこで漏れてもわかるようになっていうことで、入口等にチェック審査を設けて不用意に人が入り込まないようにと。
1:11:56	いう目的のために設置するようしております。説明以上です。
1:12:02	はい、わかりました。ちょっと温度データとは少し意味合いが違うという
1:12:06	はい。
1:12:08	どう全体について他に何か質問があればよろしいでしょうか。
1:12:18	はい。それでは
1:12:22	原燃によってちょっと今回指摘をいくつかしましたけれどもいつぐらいに修正できそうでしょうか。
1:12:38	保険サカモトでございます。
1:12:41	ちょっと提出時間遅くなるかもしれませんが、明日には修正した方を提出させていただいて、96の防護に再度説明させていただくと。
1:12:55	いうことで進めさせていただきます。以上です。
1:13:01	はい。
1:13:03	スケジュールで概ね
1:13:06	できればと思います。
1:13:15	原岩年金課長カワラサキです。ちょっとあの研修に関連して一点お聞きしたいんですけど、今の今日御説明していただいた資料も、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:26	は、ちょっとさておくと、鉄塔
1:13:29	今後炉鉄塔ヒアリング等の或いは浸水資料の提出のスケジュールなんですけども、
1:13:38	多分ですね、今示されている。資料の提出スケジュールは、また
1:13:45	ただ最新の状況を踏まえたものになっていないんじゃないかなと思うんですけど、除鉄塔スケジュールって今見直す作業とされてますか。
1:13:59	日本原燃の坂本でございます。今スケジュール見直ししてまして、系統まずは本数ご説明しております新規の追加安全対策、竜巻評価だったり、溢水評価、こういったことに関わる資料、補足説明資料を
1:14:14	まず大至急足すということで、今週末ぐらい出す。
1:14:21	そのほかにも基本設計方針の説明資料だったり、出戸シリンダ前回防止個別30の宿題、あとはシリンダーの取り扱いをどうするのかということも含めて、ちょっと早めに二つの中にご提出いたしまして、
1:14:40	それを今は30日説明させていただきたいということで考えてます。その後、ほかの項目も含めて10月に公開程度。
1:14:50	5004回程度御説明させていただいて、当それで一通りの説明を終えたいと抵当たらその正しくないと言ってございますので、11月に移管県とか、そういった回答応用改定と実施して、概ね当然た対応できるのかなと。
1:15:10	いうところで、今は考えております。
1:15:13	以上です。
1:15:14	規制庁川崎です。わかりました。拒否スケジュールを検討されている状況わかりましたか。ちょっと
1:15:23	ちょっとコメントすると、多分別途充填出されたスケジュールだと本文の事故であったりとか、或いはその
1:15:33	申請部署の網羅性とかですね。そういったまず、
1:15:38	最初にこの整理されていないといけない事項が何か先送りされてたりしたんで、今言った竜巻とか溢水とかの技術的なポイントもしっかりなんですけど、大事なものをどんどん資料を作っていて、説明をしていかない。
1:15:54	またそのところまでせつかく第4回までの申請実績があり、御説明も第4回で大分その補足説明資料の作り方とかをですね、整理されているところなので、作業をできるだけそういうその
1:16:10	大事なところ早めに提出していただくように見直したものを出して欲しいと。
1:16:16	いうところですよ。
1:16:21	私からは以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:30	日本原燃、坂本です。了解いたしました。でも踏まえて、見直したスケジュールを提出させていただきます。以上です。
1:16:47	規制庁変わるわけですかとちょっと思ったの追加で申し訳ないんですけど、申請対象の網羅性みたいなところについては、さっき言ったような別途話が濃縮個別 30 であるかと思うんですけど。
1:17:04	合わせて原燃さんとしてはその系統図の色塗りとかそこら辺のAPD件数を整理されていて、
1:17:15	その関係ですかね、作業状況を
1:17:19	そしてはもう、そういったところの作業ってのはもう終わった上で、あと説明だけが残っている農地個別参集の資料だけが残っているっていうイメージでいいですか。
1:17:32	日本原燃坂本でございます。個別 0609 に基づく色塗りにつきましてはすでに完了しております。ただ、さらに今+ でウォークダウンの関係とか、あと、基本設計方針を展開して方針から抜けがないかどうかと。
1:17:49	いう整理があるので、特にその基本設計方針の方針の整理については大至急やって早めに資料を来週早いタイミングで出せるように今整理しているところでございますと、復旧の曜日等についてはせっかくちゃいます。
1:18:05	以上です。系統からです。わかりました。ありがとうございます。また個別 37 の出て来ご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。
1:18:16	ちなみに学的オオハシですけれども、プラントウォークダウンはもうすでに終わっていて、ちょっと等その辺は整理して出すということで新たに何かやるということはないっていうことで理解ですか。
1:18:32	日本原燃佐川でございますが、ウォークダウンが終わって、別途写真とか、広くTHA!整理したものがございますので、それをどう使ってチェックしていくのかという更新を少し整理させていただきます。以上です。
1:18:51	はい、わかりました。貰えれに関しては少し時間のかかる話だと思うやつなのでその辺は早く早め早めにきちんとやっていただければというふうに思います。
1:19:05	ほか、
1:19:06	意見、コメント等ありますでしょうか。経常わかりますでしょうか。
1:19:12	規制庁不足です。先ほど川崎からも少しお話ありましたけども、
1:19:19	この1年ほかの
1:19:23	許認可手続きの貯金もずっと申し上げていて、本件でも前回か申し上げたと思うんですが、申請にあたってはしっかりと原燃内で
1:19:35	検討検証されてそれをしっかりとまとめた形で申請をいただくということなので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:43	補足説明資料等も一式、出していただくということである中、なぜか今回一式出て来ていただいて、
1:19:51	というようなことです。
1:19:56	ちゃんと出してくださいねっていうのが先ほどの川崎のコメントだと思うんですけど。
1:20:02	さらに第4回の経験がありというようなことであつたりに全体共通で整理をしているという事だったり、
1:20:10	ということで、全体共通での整理がまだ再処理の方法とかは終わっていないこともあつてっていうのはあるんでしょうけど。
1:20:22	申請にあたってしっかりと整理をして提示するという観点からどういう認識で今作業をして、
1:20:29	いろいろか今後のスケジュールを考えているのかということのを改めてちょっと説明いただけますか。
1:20:47	連絡してるわけですから、今ご指摘のありました件につきましては、再三Aとして基本原燃としていただいたところですので、まず申請にあたって向けの内容に網羅設定観点は、
1:21:05	第4回では設備リストとして挙げたものが抜けがないかというようなところのチェックをして、今回体育会で1回からさ、4回までに先送りしてたものがちゃんと拾えているかという点の観点のチェックとして参りました。
1:21:22	資料につきましては、すべて本来であればもっと説明資料も整えてというところから原則であるとは思いますが、そちらはもう紀元前の我々の都合で、
1:21:37	全部申請までにはそれられなかったっていうのが実情ですので、ここは本来やるべきことができたところは、申しわけありませんというところになります。
1:21:48	今ウォーク欄に網羅性についてはプラントウォークダウンの結果も踏まえてということもありますが、こちらが先般の貢献のPLMの評価のところもご指摘受けてたんですけども、
1:22:05	我々がすでに整備してる保全管理台帳保全リストと、あと許認可の機器一体4回で認可を4月でいただいた後の設備リストの消防等についてはすぐにやりました、
1:22:21	ここに漏れがないっていうのは確認はできておりますので、集まん逐次追いかけながらという状況にはなってますが、守ら線路抜けがないっていうのはちょっと確認はできております。ただ、それをきちんと説明できる資料はまだ整っていないというのが実情ですので、こちらの支給
1:22:38	整えた上で御説明をさせていただきたいと考えております。
1:22:43	説明は以上となります。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:47	規制庁コサクですね、何ですかね。
1:22:53	結局、何でそう勇み足で申請されたのかよくわからないんですけど。
1:23:00	補足説明資料だったりまとめるという作業も別に我々のために特別に何かやるというよりはそちらの設計の検証の一環でもあると思っていますね。
1:23:16	なので、できてないのに何で親戚の家って疑問に思っていることなんですけど。
1:23:23	特にこれまでの原燃は補足説明資料なりが十分ですに話を聞いたら、結局なんかをもとに戻ってすぐの仕様変更だったり、評価のやり方の変更だったりが発生するというので、ちゃんと検証できてないじゃないかっていう話に
1:23:39	なっているので、より一層暖冬最初から整理してくださいねということを申し上げなきゃいけない状態になっているわけですよ。
1:23:50	この認識がされているはずなのに、なんでっていうことなんですけど、なんでですか。
1:23:58	荷揚な口調で正当行為勇み足というところですよと妄想の通りでしていかないです。なので化物内湾単位ですが、ただいろいろと再処理でも、
1:24:14	ご指摘受けてるところまた我々の仕組みに対しても御指摘を受けてるところについてはげ実際の設計というものは、設計図書なり何なりとしたアウトプットがもっとでき上がっていて、
1:24:29	それをもとにしてどうやって石膏にお作り今回ってところがの一つとしてまず補足説明資料というのがあるべしという御指摘だとは思いますが、そこを進捗でそれを
1:24:45	すいません、そういう発想が間違ってるんです。だから必ず勇み足ですよ。
1:24:51	もうすでに設定があってということが間違ええメーカーからそういう堰が出てきてるのはそうかもしれませんが、それでいいかの判断を現年化する際には、補足説明資料なり、そういうものをきっちり作り上げるような形で、
1:25:08	妥当性は自分たちでちゃんと整理をします。
1:25:12	いうことが大事であってそれができてないから変な申請されるんじゃないですかと我々思っています。
1:25:19	早いことです。
1:25:21	はい。
1:25:22	はい。
1:25:23	もうその御指摘に対しては何も反論できる余地はありませんので、今しっかり認識した上でカバーしていくようにいたします。はい。以上です。はい。もうすでに申請されてしまったので、取り下げるといほどの
1:25:41	もう言ってもしょうがないようなところありますから、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:45	はい。こういうのはこれで終わりにしてですね、次の申請からは、そういう検証しっかりしても説明し切れるという状態にさせていただかないと、効率的な審査というのはいつまでもできないので、装填一極認識をしておいてください。
1:26:02	以上です。
1:26:03	はい、承知いたしました。はい。
1:26:09	規制庁オオハシです。他はよろしいでしょうか。
1:26:16	はい。受ければこれでヒアリングのほうを終了します。お疲れ様でした。
1:26:22	当行の方程式します。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。